

一般社団法人清水マリン・アンド・ビーチスポーツ振興協会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人清水マリン・アンド・ビーチスポーツ振興協会（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(年会費)

第2条 この法人の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員 1口年5万円とし、2口以上

(2) 賛助会員 団体：年3万円、個人：5千円

2 年度途中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとし、入会月を算入したその事業年度末までの残月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(納付)

第3条 年会費は、毎年4月に1ケ年分を前納するものとする。ただし、年度途中で入会した会員のその事業年度の会費は、前条第2項に定める金額を、入会の翌月に前納するものとする。

(変更)

第4条 この規程は、定款第15条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、2019年11月18日から施行する。